

3 立体横断施設 (横断歩道橋及び地下横断歩道)

基本的考え方

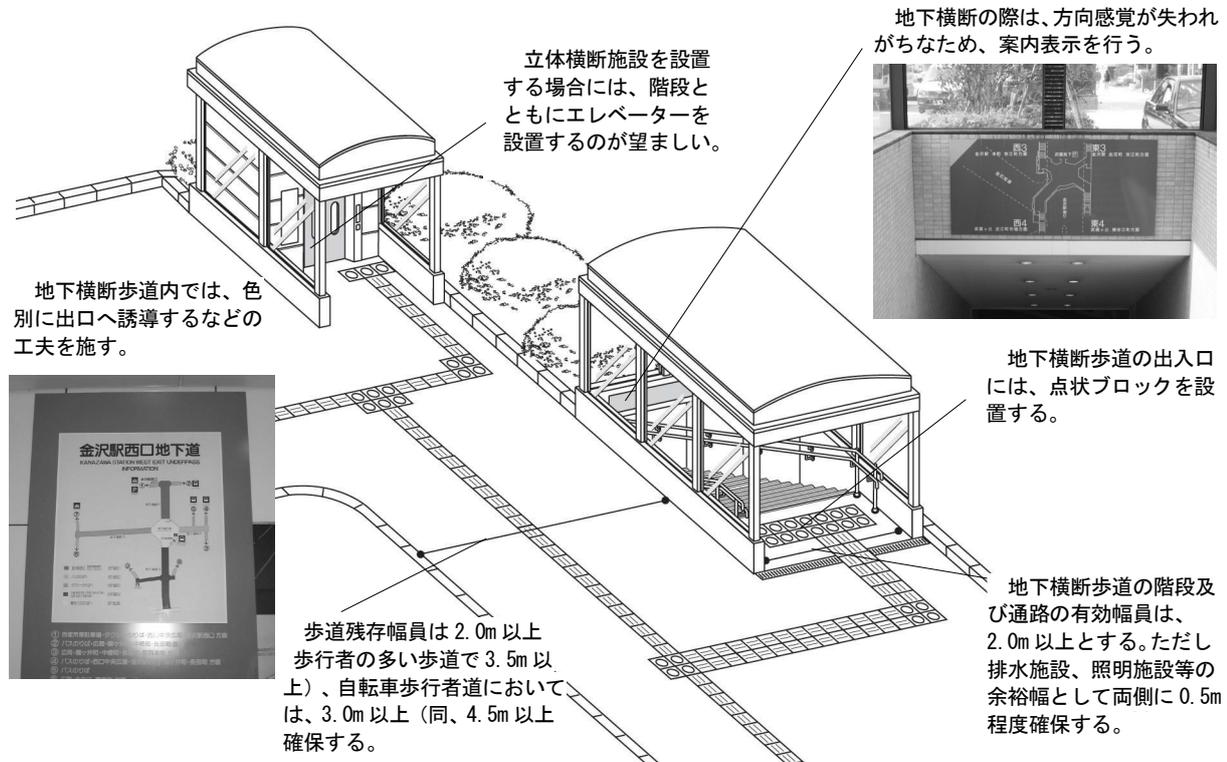
立体横断施設とは、横断歩道橋、地下横断歩道、その他歩行者が道路等を横断するための立体的な施設である。しかし、昇降手段が階段のみの場合は、車椅子や自転車では利用できないため、なるべく平面上で横断施設を確保するよう努める。ただし、平面上での横断施設の確保が困難で、歩行者の通行が多く立体横断施設を設置する場合には、階段とともにエレベーターを設置することが望ましい。

なお、詳細については「立体横断施設技術基準・同解説」を準用することとする。

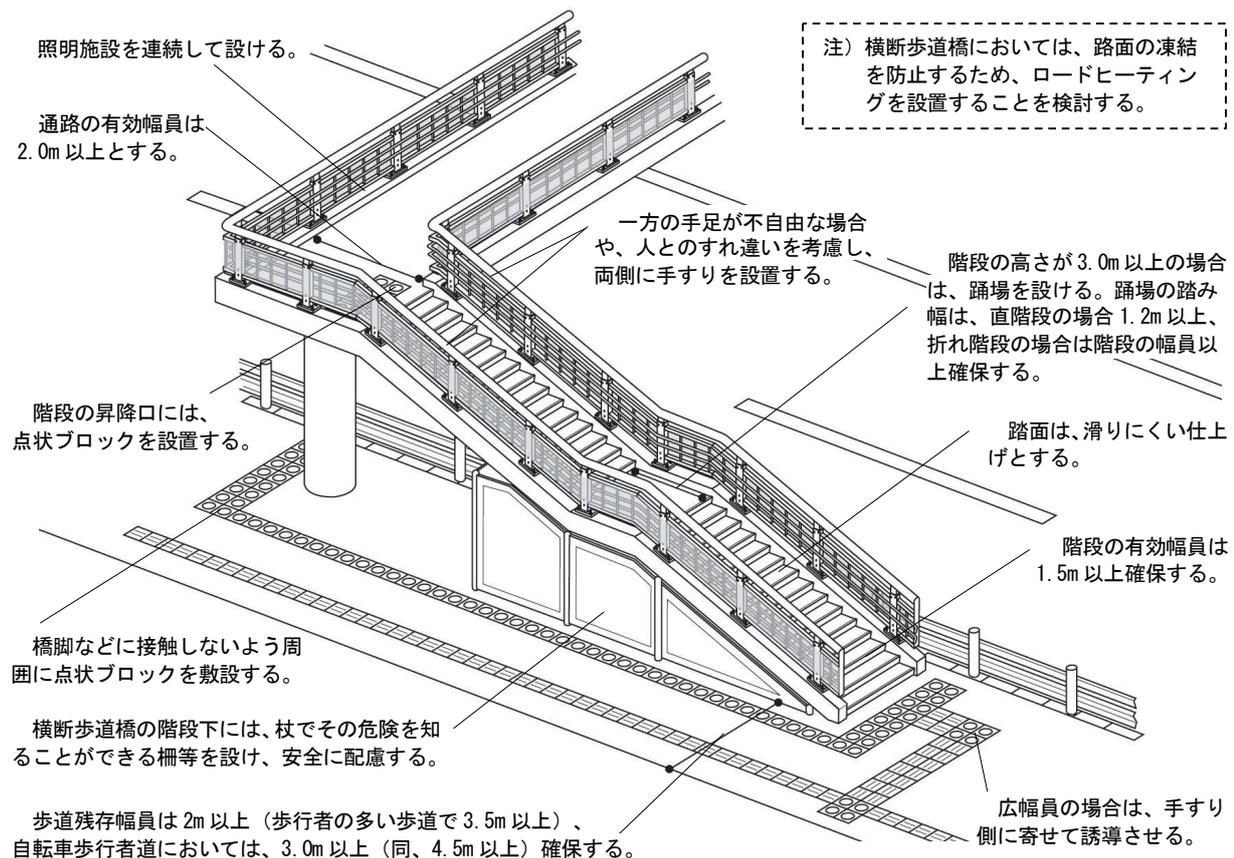
整備基準	立体横断施設 (横断歩道橋及び地下横断歩道)	解説図
	<p>(1) 階段、斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 階段は、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 階段の踏面及び路面は、積雪時又は降雨時においても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、現在位置等を点字で案内すること。</p>	<p>→図 3-1 地下横断歩道 図 3-2 横断歩道橋 図 3-3 階段及び手すりの寸法</p> <p>→図 3-5 階段の形式</p> <p>→図 3-4 手すりの端部</p>

整備基準の解説

■ 図 3-1 地下横断歩道

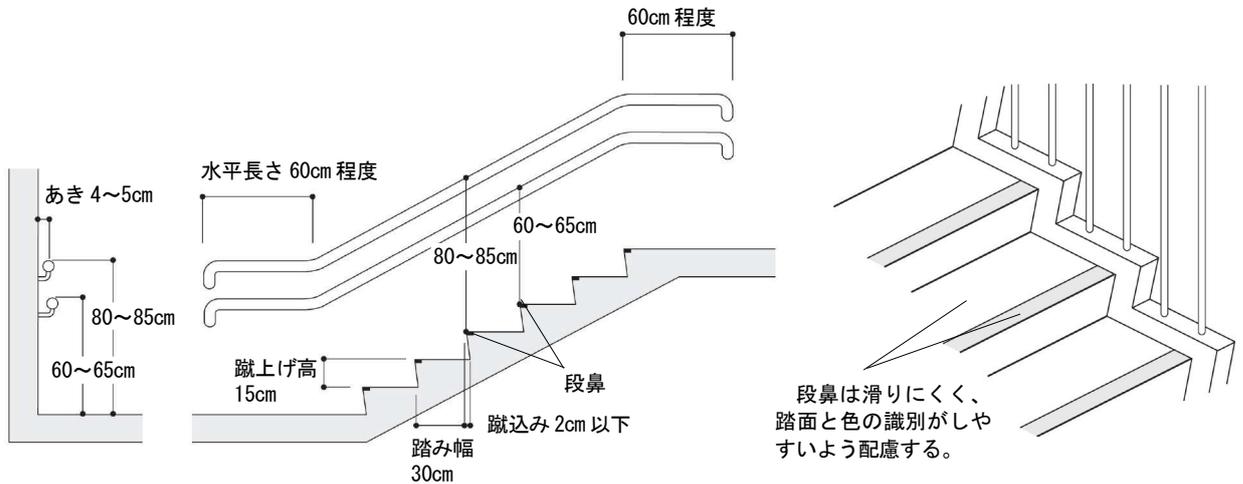


■ 図 3-2 横断歩道橋



■ 図 3-3 階段及び手すりの寸法

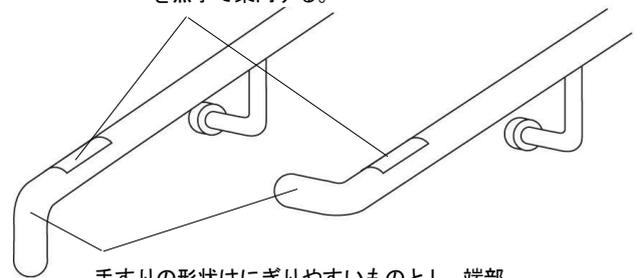
- ・階段は、勾配 50%、蹴上げ高 15cm、踏み幅 30cm を標準とし、蹴込みを設ける場合は 2cm 以下とする。
- ・視覚障害者等が識別しやすいよう、段鼻は、色相、彩度、明度、仕上げ等の差を設ける。
- ・手すりは二段構造が望ましく、高さは 60~65cm 及び 80~85cm 程度（一段の場合は 80cm 程度）とする。



■ 図 3-4 手すりの端部

- ・盲学校や点字図書館、その他公共性が高い施設が周辺にある場合には、通路の分岐点や曲がり角に点字で昇降や方向等を案内する。

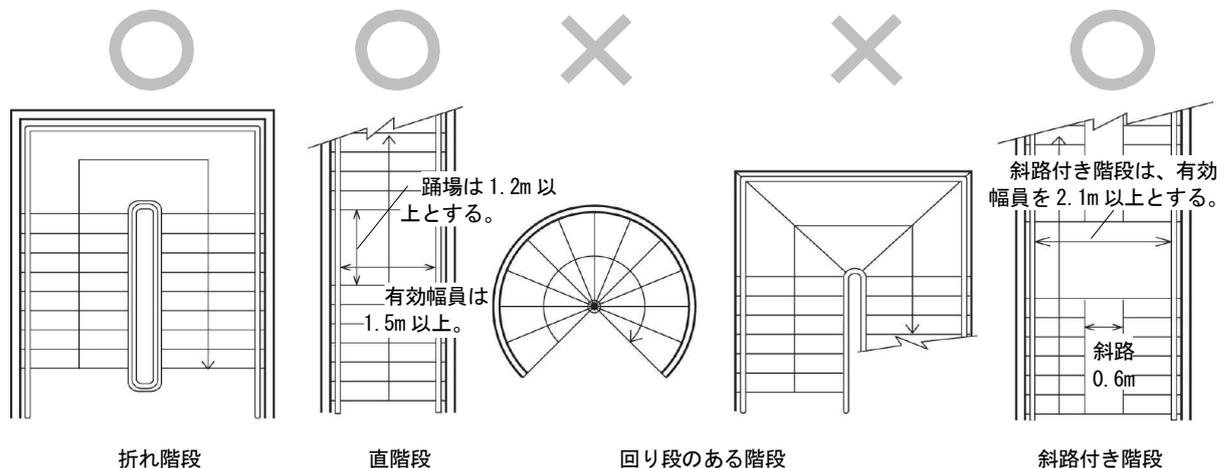
手すりの末端部及び要所には必要に応じて、現在位置や方向等を点字で案内する。



手すりの形状はにぎりやすいものとし、端部は、手すりの終端であることがわかるように、下方向もしくは壁方向に曲げる。

■ 図 3-5 階段の形式

- ・階段は、折れ階段や直階段とし、踏み幅を一定とする。
- ・回り階段やらせん階段は、踏み幅が一定でなく、踏み外しによる転倒等の危険性が高いので避ける。
- ・自転車の通行を考慮する場合は、斜路付き階段を設けることが望ましい。



整備事例

●エレベーターの設置



- ・自然な動線上にエレベーターが設置されており、車椅子利用者や子ども連れにとっても便利である。

●通り抜け型エレベーター



- ・方向転換することなく乗り降りができる通り抜け型（スルー型）エレベーターが設置されている。
- ・誰もが利用しやすいよう、ピクト表示が設置されている。

●わかりやすい誘導



- ・地下横断施設の入口に、現在地と目的地をわかりやすく案内している。

●歩道の残存幅員確保



- ・残存幅員を十分確保しており、車椅子の通行やすれ違いが可能である。

施工、管理、人的対応の留意事項

- ・立体横断施設の照明設備は、定期的に点検を行い、補充等のメンテナンスに留意する。
- ・周辺に公共施設が新設されたり、変更になった場合は、案内板や手すりの点字表示も速やかに更新する。